

令和8年6月1日

保護者 様

犬山市長 原 欣伸

食物アレルギー等により給食の提供を受けない 児童生徒対象の補助金について（お知らせ）

食物アレルギーなどにより給食を食べることが困難な児童生徒の保護者の方におかれましては、日頃より食事の準備など、各家庭でのご協力ご負担をおかけしております。

さて、当市では令和8年度におきまして、市内小中学校へ通学する児童生徒の給食費無料化を実施しています。

この事業にあわせて、食物アレルギーなどにより全ての給食を食べられず、家庭より弁当を持参する児童生徒を対象に、市が算定した基準額に基づいた補助を実施します。

つきましては、申請手続きが必要となりますので、お手数ですが、制度の内容や申請方法などの詳しい内容について裏面をご確認いただき、手続きを行ってください。

記

- 1 申請期間 令和8年6月1日（月）から6月30日（火）まで
- 2 申請書類 「犬山市小中学校等給食費補助金交付申請書」
- 3 提出先 犬山市教育委員会 学校教育課（市役所3階）

【問合せ先】

犬山市教育委員会 学校教育課（市役所3階） 庶務担当 足立、上田

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36 番地

電話：0568-44-0358 FAX：0568-44-0372 Email：070200@city.inuyama.lg.jp

1. 対象

犬山市の小中学校に在籍する児童生徒のうち、食物アレルギーなどにより、全ての給食が食べられず、家庭より毎日弁当を持参する児童生徒

2. 補助金額

犬山市では給食の無料化を実施していますが、食物アレルギーなどにより全ての給食が食べられない児童生徒については、給食の代わりに家庭でご用意いただく必要があります。

そのため、家庭で負担となる分を市が算定する基準額に基づき補助します。基準額については以下の表で確認ください。

また、この表の「喫食回数」とは、児童生徒が学校で給食を食べた回数のことをいい、「補助金実績報告書、請求書」において、保護者により食数を報告していただきます。

《令和8年度》

補助金額	補助金額の算出
小学校 5,200円 (月額)	【年間の給食喫食回数】 30日以下…全額支給
中学校 6,000円 (月額)	90日以下…半額支給 91日以上…支給なし

3. 手続き方法

- 1) 申請期間 令和8年6月1日 (月) から6月30日 (火) まで
- 2) 申請書類 「犬山市小中学校等給食費補助金交付申請書」
- 3) 提出先 犬山市教育委員会 学校教育課 (市役所3階)

4. 申請から補助金交付までのながれ

- 令和8年 6月30日まで 「犬山市小中学校等給食補助金交付申請書」を提出
令和8年 7月中旬 申請を受けて、犬山市教育委員会が「補助金交付決定通知書」を送付
令和9年 3月 「犬山市小中学校等給食費補助金実績報告書、請求書」を提出
令和9年 4～5月 犬山市教育委員会が審査結果を通知し、補助金を交付